

議案第 37 号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成 13 年さいたま市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|-------------|-------|
| 別表（第 2 条関係） | | 別表（第 2 条関係） | |
| 事務の種類 | 手数料の額 | 事務の種類 | 手数料の額 |
| 1～25 [略] | | 1～25 [略] | |
| 26 [略] | | 26 [略] | |
| 27 液化石油ガス法第 3 条第 1 項の規定による液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査 | 1 件につき 31,000 円 | | |
| 28 液化石油ガス法第 3 条の 2 第 3 項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付 | 1 通につき 630 円 | | |
| 29 液化石油ガス法第 3 条の 2 第 3 項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務 | 1 回につき 460 円 | | |
| 30 液化石油ガス法第 29 条第 1 項の規定による保安機関の認定の申請に対する審査 | 34,000 円と 6,900 円に新たに 行う保安業務 区分の数を乗 じて得た額と の合計額 | | |

| | |
|---|---|
| 3 1 液化石油ガス法第3 2条第1項の規定による保安機関の認定の更新の申請に対する審査 | 1 4, 0 0 0 円と6, 9 0 0 円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額 |
| 3 2 液化石油ガス法第3 3条第1項の規定による保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査 | 2 0, 0 0 0 円と6, 9 0 0 円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額 |
| 3 3 液化石油ガス法第3 5条の6第1項の規定による保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査 (1) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1, 0 0 0 戸未満の場合 (2) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1, 0 0 0 戸以上1 0, 0 0 0 戸未満の場合 (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1 0, 0 0 0 戸以上の場合 | 5 5, 0 0 0 円 8 0, 0 0 0 円 9 8, 0 0 0 円 |
| 3 4 液化石油ガス法第3 6条第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査 | 2 1, 0 0 0 円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額 |
| 3 5 液化石油ガス法第3 7条の2第1項の規定による貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査 | 1 5, 0 0 0 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額 |
| 3 6 液化石油ガス法第3 7条の3第1項の規定による液化石油ガス法第3 6条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 | 3 1, 0 0 0 円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压ガス保安法第2 0条第1項又は第3項の規 |

| | | |
|--|--|---------------|
| | 定による完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額 | |
| 37 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定による液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 | 24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額 | |
| <u>38</u> [略] | | <u>27</u> [略] |
| <u>39</u> [略] | | <u>28</u> [略] |
| <u>40</u> [略] | | <u>29</u> [略] |
| <u>41</u> [略] | | <u>30</u> [略] |
| <u>42</u> [略] | | <u>31</u> [略] |
| <u>43</u> [略] | | <u>32</u> [略] |

この条例は、令和5年4月1日から施行する。